

芝浦工業大学 芝浦技術士会 会則

(平成 20 年 3 月 15 日制定)

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は「芝浦技術士会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は下記の目的をもって設立する。

本会は、学校法人芝浦工業大学が設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。以下、芝浦工業大学等という。）を卒業し、もしくは芝浦工業大学等に関係する、技術士、技術士補、修習技術者で構成し、社会の要請と公益社団法人日本技術士会の設立精神に則し、会員相互の交流、研鑽ならびに芝浦工業大学の教育、研究への協力、支援および発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会会員並びに芝浦工業大学の学生、大学院生、卒業生等への技術指導、資格取得の援助、支援
- (2) 講演会、懇親会を通じての人的交流、社会貢献活動の充実
- (3) 大学はじめ関連学協会や企業等への講師派遣
- (4) その他、芝浦工業大学並びに校友会、後援会、エスアイテック（株）が行う事業への協力と支援
- (5) 公益社団法人日本技術士会が行う事業への協力と支援
- (6) 大学技術士会連絡協議会が行う事業への協力と支援
- (7) 企業内技術士交流会が行う事業への協力と支援

(事務局)

第 4 条 本会の事務局は、東京都江東区豊洲 3-7-5 芝浦工業大学内に置く。

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、個人会員、賛助会員（個人、法人等）で構成する。個人会員は、芝浦工業大学等を卒業し、もしくは芝浦工業大学等の関係者で、技術士、技術士補、修習技術

者で芝浦技術士会理事会（以下、理事会という）が承認した者とする。なお、本学等の関係者とは、本学等の卒業生だけでなく、教職員、課外講座の受講生、学生の保護者を含むものとする。賛助会員（個人、法人等）は本会の目的に協賛する者であって理事会が承認した者とする。

（入会）

第6条 本会に入会しようとする者は、会長に対し入会申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

（会費）

第7条 本会の会費は別途これを定める。

（資格の喪失）

第8条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- （1）退会の届出
- （2）死亡
- （3）除名

（退会）

第9条 本会を退会しようとする者は、会長に対し退会届を提出するものとし、会員名簿から削除する。

（除名）

第10条 理事会において、本会の名誉を傷付け、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったと認められた会員は会員名簿からその名前を抹消され、会員の資格を失う。

（会員名簿）

第11条 本会は会員名簿を備え、定期的に会員名簿の整備を行わなければならない。

2 会員名簿は「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）及び同法の改正法を含め、それらに基づき厳正に管理する。

3 会員の個人情報の利用目的は、本会の活動に限定するとともに、管理に当たって漏洩等の防止のための安全管理措置および本人からの求めによる個人情報の開示、訂正、利用停止を行う。

4 会員の個人情報を本会の活動以外の利用目的で使用する場合は、本人の承諾を得た上で会長の承認を得なければならない。

第3章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

理事 8～13名

監事 2名

2 役員は、本会の会員であって、かつ技術士または技術士補、修習技術者の資格を有する者とする。ただし、会長および副会長は本学の卒業生または教職員（退任者も含む）であり、かつ技術士資格を有するものでなければならない。

3 会長、副会長は、理事を兼ねる。

4 監事は、専任とし、理事との兼務はできないものとし、芝浦技術士会支部員資格を有する者とする。

(選任)

第13条 次期会長は、理事会が理事の中から候補者を選出し理事会の決議によって選任する。次期役員は、役員候補者推薦委員会の選出（「役員候補者推薦委員会会則第6条」による）した候補者の中から、次期会長が選任し、総会で正式承認する。

2 副会長、理事、監事は次期役員の中から次期会長が選任し、総会で正式承認する。

3 役員補充の必要が生じたときは、役員候補者推薦委員会より選出した候補者の中から会長が指名し理事会の決議によって選任する。期中に選任された役員については、次期総会で承認する。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総括すると共に、総会、理事会を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して本会の重要事項を審議、決定し、会の事業を運営する。

4 監事は、本会の経理状況および業務の執行状況を監査する。また監事は、総会、理事会、運営委員会に出席して、監査上必要な意見を述べる。

5 第13条(3)項による補充役員は選出されてから総会承認までの間の業務を、会長からの委託にて職務権限を付与され、責務を遂行できる。

(任期)

第15条 役員として選出された総会後から3年後の通常総会の日までとし、期中に就任した役員も同日までの任期とする。但し、再任は妨げない。

(顧問)

第16条 本会の事業に賛同し、本会の発展、拡大に協力する個人を顧問として委嘱することができる。

2 顧問は理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は本会の事業に関する重要事項について、会長の要請に応じ、総会、理事会、各種委員会に出席して、意見を述べることができる。

(報酬)

第17条 役員および顧問は無報酬とする。

(役員の解任)

第18条 役員は、次のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て総会の決議によって解任することができる。

(1) 芝浦工業大学及び本会の信用を毀損する行為があったとき

(2) 職務上の義務に違反、又は職務を怠ったとき

(3) 心身の故障または相応の理由のため、本人又は第三者の申し出によって職務の遂行に支障があると認められたとき

(4) 第10条(除名)に該当するに至ったとき

2 理事会の議を経て職務を停止し、役員候補者推薦委員会にて補充の役員候補を選出し会長によって承認することができる。

3 新役員は上記解任議決後の最初の総会において、解任決議及び補充される新役員の承認決議によって正式に決定される。

第4章 会議

(種類)

第19条 本会の会議は、総会、理事会とする。

2 総会は、会員をもって構成する。

3 総会は、通常総会および臨時総会とする。

4 通常総会は、年1回の開催とする。

5 臨時総会は、理事会において必要と認めたときに開催する。

6 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて年5～6回を目安に開催する。

(招集)

第20条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第21条 総会においては、この会則に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認に関する事項
- (2) 事業計画および予算の決定に関する事項
- (3) その他

2 理事会は、この会則に定めるものの他、次の事項を審議する。

- (1) 臨時総会に提案する諸事項
- (2) その他、会長が必要と認めた事項

(会議の成立)

第22条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席（委任状を含む）を以って、また理事会は、理事の2分の1以上の出席（委任状を含む）を以って、それぞれ成立する。

(議決)

第23条 総会の議決は、出席者の過半数を以って決する。

2 理事会の議決は、理事による出席者の過半数を以って決する。同数の場合は議長が決議する。

(支部、部会、委員会等)

第24条 本会の目的を達成するために必要であると認めたときは、理事会の議決を経て、本会に支部、部会、委員会等を設置することができる。これらの活動に関する規程は別途これを定める。

第5章 資産、会計

(経費)

第25条 本会の経費は、学校法人芝浦工業大学内に設けられた事務局予算をもって支弁する。

(会計年度)

第26条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(重要データの管理)

第27条 本会は、次の重要データの管理を行う。

- (1) 会員名簿

- (2) 会計管理諸表
- (3) その他必要なもの

(決算)

第28条 会長は、毎会計年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の議を経て、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(予算)

第29条 会長は、毎年度、次年度に係わる次の書類を作成し、理事会の議を経て、通常総会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

第6章 会則の変更と解散

(会則変更)

第30条 この会則の変更は、会員からの変更提案を受け、理事会における審議を経て総会の議決により決定する。

(解散)

第31条 本会は、理事会の議を経て総会の議決により解散することができる。

2 解散時に剰余金および残余資産があるときは、これを学校法人芝浦工業大学に寄付する。

第7章 補 則

(細則)

第32条 この会則に必要な細則は、理事会において定める。

第8章 附 則

1. この会則は、本会設立の日（平成 20 年 3 月 15 日）から施行する。
2. 本会の最初の会計年度は、第 25 条の規定に係わらず、本会設立の日に始まり平成 20 年 3 月 31 日に終わる。但し、本会の設立に必要な準備に支弁した経費は会の経費としてこれを経理することができる。

附 則

1. この会則は、平成 20 年 7 月 28 日から施行する。
2. この会則（改正）は、平成 22 年 5 月 29 日から施行する。
3. この会則（改正）は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
4. この会則（改正）は、平成 26 年 6 月 7 日から施行するが、第 12 条における理事の人数 8 名は、平成 28 年に開催する通常総会において選出される理事から適用するものとする。
5. この会則（改正）は、令和 4 年 6 月 4 日から施行する。
6. この会則（改正）は、令和 5 年 6 月 17 日から施行する。
7. この会則（改正）は、令和 7 年 6 月 14 日から施行する。